浄化槽はきちんと使ってきれいな水に

～10月は浄化槽月間です～

浄化槽の適正な維持管理を

浄化槽は、トイレや台所などから出る排水を微生物の働きによりきれいにし、川や海に放流しています。そのため、適正な維持管理が行われていないと、悪臭の発生や環境汚染の原因となります。浄化槽の正常な機能を維持し、きれいな水環境を守るために、浄化槽管理者は、保守点検（メンテナンス）、清掃、法定検査を行うよう法律で義務付けられています。

①保守点検

浄化槽の点検、調整や修理、消毒剤の補充を行います。

②清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄を行います。

③法定検査

浄化槽の使用開始から3～8カ月の間に1回、その後は1年に1回、広島県が指定した検査機関による法定検査を受けなければなりません。

法定検査では、外観検査、水質検査、書類検査を行い、機能が正常に維持されているかを確認します。浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためにも、必ず法定検査を受けましょう。

※管理者の変更や浄化槽の廃止などがあった場合は、速やかに下水道課または各支所地域振興室・産業建設室に届け出てください。

問い合わせ　下水道課管理係
☎0824-73-1175

光エリア拡大中！

オフトーク放送を終了します

管財課情報政策係　☎0824-73-1113
行政管理課広報統計係　☎0824-73-1159

平成30年3月31日で終了します！

平成29年度中に、庄原地域、西城地域、東城地域で「住民告知放送」が利用可能になりますが、これに伴い平成30年3月31日をもって西城地域および東城地域のオフトーク放送を終了します。平成30年4月1日からは、オフトーク放送施設が自宅・事業所などにある場合でも、オフトーク放送は聞けなくなります。

西城地域、東城地域の方で、まだオフトークの端末から住民告知端末への付け替えが済んでいない方は、お早めに住民告知端末のお申し込みをお願いします。

※申し込みから付け替えまで数カ月かかる場合があります。

なお、申請手続きは、各支所総務室または行政管理課、管財課までお願いします。ご不明な点は、お気軽にご相談ください。

住民告知端末を設置するとできること

❶災害時などの緊急情報をいち早く聞くことができます。

❷朝・夜の定時放送で市からの行政情報を聞くことができます。

❸住民告知端末が接続された電話同士では、特番をつけてかけると無料で通話ができます。

❹自治振興区や自治会から、地域に放送することができます。

❺ラジオ放送（NHK第一、中国放送）を雑音なく聞くことができます。

光インターネットサービスが利用可能

スマートフォンやパソコンでインターネットをする方は、NTT西日本が提供する光インターネットサービスを利用すれば、高速で大容量の情報を送受信できます。

使用申請の流れ

❶使用申請書を市に提出

❷NTTから調整連絡

申請後、NTT西日本中国コンサルティングセンター（☎0800-2000-3499）から、サービス内容の確認や工事日・工事内容の決定のため、2回電話がかかってきます。

❸NTTによる工事（サービス開始）